

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
銚田市	子生・子生第二・玉田・野田	令和4年3月31日	令和5年3月23日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	258.8	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	173.0	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	131.7	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.2	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	87.4	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	56.3	ha

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定や不明の農業者の耕作面積の方が、40.3 ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。  
野生鳥獣による農作物被害の対策。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

子生・子生第二・玉田・野田 集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 30 経営体、基本構想水準到達者 8 経営体、認定新規就農者 1 経営体が担うほか入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、借り受け希望の担い手に情報提供していく。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用し、農地を中心経営体に貸し付けていく。  
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の点検(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

災害対策への取組方針

暴風雨等の被害防止のための対策として、農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済や収入保険等の加入促進に取り組む。